

串間市森林整備計画書

自 令和2年4月1日

計画期間

至 令和12年3月31日

宮 崎 県

串 間 市

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
 - (1) 地域の目標すべき森林資源の姿
 - (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 一伐区当たりの伐採面積
- 4 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
 - (1) 人工造林の対象樹種
 - (2) 人工造林の標準的な方法
 - ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数
 - イ その他人工造林の方法
 - (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間
- 2 天然更新に関する事項
 - (1) 天然更新の対象樹種
 - (2) 天然更新の標準的な方法
 - ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数
 - イ 天然更新補助作業の標準的な方法
 - ウ その他天然更新の方法
 - (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - (1) 更新に係る対象樹種
 - ① 人工造林の場合
 - ② 天然更新の場合
 - (2) 生育し得る最大の立木の本数
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
 - (1) 時期及び回数
 - (2) 方法
- 3 その他間伐及び保育の基準
 - (1) 間伐
 - (2) 下刈
 - (3) つる切り
- 4 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林
 - ア 区域の設定
 - イ 施業の方法
 - (2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林
 - ア 区域の設定
 - イ 施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 施業の方法
- 3 その他必要な事項
 - (1) 施業実施協定の締結の促進方法
 - (2) その他

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 路網の整備に関する事項
 - (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な施業を推進する区域に関する事項
 - ① 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - ② 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項
 - ① 基幹路網に関する事項
 - ア 基幹路網の作設にかかる留意点
 - イ 基幹路網の整備計画
 - ウ 基幹路網の維持管理に関する事項
 - ② 細部路網の整備に関する事項
 - ア 細部路網の作設に係る留意点
 - イ 細部理網の維持管理に関する事項
 - (3) その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
 - ア 植栽木の保護措置
 - イ 捕獲
- 2 その他必要な事項

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病害虫の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法
 - (2) その他
- 2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病害虫の駆除等のための火入を実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項
 - (1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
 - (2) その他

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
 - (1) 森林保健施設の整備
 - (2) 立木の期待平均樹高
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域
 - (2) その他
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - (1) 地域住民参加による取組みに関する事項
 - (2) 上下流連携による取組みに関する事項
 - (3) 法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策
 - (4) その他
- 6 その他必要な事項
 - (1) 森林国営保険への加入促進
 - (2) 入会林野整備の促進
 - (3) 国有林の利活用に関する事項

育林体系図

付属資料

- 1 市町村森林整備計画概要図

2 参考資料

- (1) 人口及び就業構造
 - ① 年齢層別人口動態
 - ② 産業部門別就業者数等
- (2) 土地利用
- (3) 森林転用面積
- (4) 森林資源の現況等
 - ① 保有者形態別森林面積
 - ② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積
 - ③ 民有林の齡級別面積
 - ④ 保有山林面積規模別林家数
 - ⑤ 作業路網の状況
 - ア 基幹路網の現況
 - イ 細部路網の現況
- (5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
- (6) 市町村における林業の位置づけ
 - ① 産業別総生産額
 - ② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額
- (7) 林業関係の就業状況
- (8) 林業機械等設置状況
- (9) 林産物の生産概況
- (10) その他必要なもの

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の原状と課題

本市は、宮崎県の最南端に位置し、29,517haという広大な市域に、野生馬の生息地として知られる都井岬をはじめ77kmの海岸線を有する風光明媚な田園地域である。

北部は都城市、東部は日南市と隣接するほか、西部は鹿児島県志布志市と森林を持って境を成している。

本市の森林面積は、市の総面積の76.86%にあたる22,686haであり、そのうち民有林は62.80%の14,249ha、国有林は37.18%の8,436haである。民有林面積のうちスギを中心とした人工林の面積は7,968ha、人工林率55.93%で、8齢級以下の保育が必要な森林は26.8%と減少傾向にあるが、なお保育間伐等を適正に実施していくことが重要である。

このほか、森林のもつ多面的機能の発揮を図るうえからもそれぞれの森林の機能に応じた施業の推進を図ることが重要であるが、伐採後に再造林されない植栽未済地問題の解消や担い手確保等の対策が喫緊の課題となっている。

また、市街地に隣接する森林については、生活環境保全機能等の高度利用を促進し、市民の憩いの場として多面的な活用を図ることが重要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を高度に発揮するうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図るとともに植栽等による確実な更新を行うこととする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源かん涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成を考慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないうえ、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意するものとする。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

広渡川流域森林・林業活性化センターの方針の下に、県、市、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連携を密にして、経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化を推進するものとする。

森林所有者等へ経営等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業体や森林所有者への経営等の集約化を図るとともに、流域を単位とした森林の集団化については、市、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、本市内に生育する主要樹種ごとに、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる年齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、本市の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、本計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マツ類	その他の 針 葉 樹	クヌギ ナラ類	その他の 広 葉 樹
本市全域	35年	40年	30年	40年	10年	10年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合においては、次に示す方法に従って適切に行うものとする。

施業の区分	標準的な方法																																						
育成单層林施業	<p>皆伐後人工造林を行う森林</p> <p>現在の森林が人工林であるか、又は主伐後人工造林を行うことが適當な天然林を皆伐する場合は、自然的条件及び森林の公益的機能の確保を考慮して、1箇所当たりの伐採面積を適當な規模とともに、伐採箇所の分散に配慮するほか、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を積極的に設置することとする。</p> <p>特に、高性能林業機械等による伐採・搬出に当たっては、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出等を引き起こさないよう留意するものとする。</p> <p>また、人工林の主伐は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の發揮と調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本市における主伐の時期は次のとおりとするが、多様な木材需要に対応した林齡で伐採することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 区</th> <th rowspan="2">樹 種</th> <th rowspan="2">主伐時期 の 目 安</th> <th colspan="3">標準的な施業体系</th> </tr> <tr> <th>生産目標</th> <th>仕立て方法</th> <th>期待径級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本 市</td> <td rowspan="2">ス ギ</td> <td>35年</td> <td>一般構造用材</td> <td rowspan="2">中庸仕立て</td> <td>30cm</td> </tr> <tr> <td>56年以上</td> <td>一般大径材</td> <td>44cm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全 域</td> <td rowspan="2">ヒ ノ キ</td> <td>40年</td> <td>一般構造用材</td> <td rowspan="2">中庸仕立て</td> <td>26cm</td> </tr> <tr> <td>64年以上</td> <td>一般大径材</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クヌギ</td> <td>10年</td> <td>しいたけ原木</td> <td>中庸仕立て</td> <td>12cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、用材向け広葉樹等については樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採するものとする。</p>						地 区	樹 種	主伐時期 の 目 安	標準的な施業体系			生産目標	仕立て方法	期待径級	本 市	ス ギ	35年	一般構造用材	中庸仕立て	30cm	56年以上	一般大径材	44cm以上	全 域	ヒ ノ キ	40年	一般構造用材	中庸仕立て	26cm	64年以上	一般大径材	40cm以上		クヌギ	10年	しいたけ原木	中庸仕立て	12cm
地 区	樹 種	主伐時期 の 目 安	標準的な施業体系																																				
			生産目標	仕立て方法	期待径級																																		
本 市	ス ギ	35年	一般構造用材	中庸仕立て	30cm																																		
		56年以上	一般大径材		44cm以上																																		
全 域	ヒ ノ キ	40年	一般構造用材	中庸仕立て	26cm																																		
		64年以上	一般大径材		40cm以上																																		
	クヌギ	10年	しいたけ原木	中庸仕立て	12cm																																		

施業の区分	標準的な方法
皆伐後 ぼう芽 更新を行 う森 林	自然的条件や林業技術体系等から、クヌギ・ナラ林等ぼう芽による更新が確実な林分を皆伐する場合は、1箇所当たりの伐採面積、伐採箇所及び高性能林業機械等による伐採・搬出方法等は「皆伐後人工造林を行う森林」に準ずるほか、更新を確保するため伐区の形状に配慮するとともに、優良なぼう芽を発生させるための適期伐採に留意するものとする。
育成複層林	<p>択伐を行う場合は、林地生産力や気象条件、林内路網等に配慮しながら行うものとするが、上層木の伐採に当たっては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導することを目標に、下層木となる植栽木や天然更新木の生育を確保するため、適切な伐採率、繰り返し期間とする。</p> <p>皆伐による場合は、林地生産力や気象条件、林内路網等を考慮するほか、適正な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して行うものとする。</p> <p>また、立地条件、下層木の生育状況等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。</p> <p>天然更新を前提とする場合は、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。</p>

3 一伐区当りの伐採面積

一伐区当りの伐採面積は、木材生産機能、公益的機能別施業森林を含む全ての森林において 20ha 以下とし、地形、地質等林地の状況を踏まえ、自然災害、人的災害等の各種被害を起因しない適正かつ最小の伐採面積とすること。また、伐採跡地についても、地形、地質等林地の状況にあった更新に努めるものとする。

4 その他必要な事項

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置する等、大面積の皆伐を避けることとし、自然災害、人的災害等の各種災害が起因しないように伐採残木の処理を適切に行い、伐採跡地についても早期の更新に努めるものとする。

また、伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため市が発行する伐採届旗等を掲示し、無秩序な伐採や植栽未済地の抑制を図るものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨として自然条件、地域における人工造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、クヌギ等を主体とすることとし、必要に応じて多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含めるものとする。

また、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めるものとする。

なお、広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書」（1996年3月宮崎県林業総合センター）等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

区分	針広葉樹別	樹種名
人工造林の対	針葉樹	スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチョウ、イヌマキ

象樹種	広葉樹	クヌギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類
-----	-----	---

上記以外の樹種を選定する場合は、林業普及指導員又は当市の林務担当部局等と相談のうえ、適切な樹種を選定することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率化や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本／h a)	備 考
ス ギ	中庸仕立て	2,000～ 3,000	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～ 3,500	
クヌギ	中庸仕立て	2,500～ 3,500	

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は当市の林務担当部局等と相談の上、適切な植栽本数を判断することとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業を同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努めるものとする。
植え付けの方法	気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して植付け方法を定めるとともに適期に植え付けるものとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組むものとする。
植栽の時期	苗木の活着と成長が図られるよう、適期、通常は春に植栽するものとする。 なお、コンテナ苗については、その特性から植栽時期の分散を推進するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、保安林にあっては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等から見て、主として天然力を活用することにより的確な更新が図られる森林において行

うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	「宮崎県天然更新完了基準」によるものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	「宮崎県天然更新完了基準」によるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数（1ha当たり本数）
「宮崎県天然更新完了基準」によるものとする。	「宮崎県天然更新完了基準」によるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。
刈出し	タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。
植込み	天然更新が不十分な箇所について行うものとする。植え込む樹種は林地の気候、地形、土壤条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況に勘案して決めるものとする。
芽かき	萌芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、天然更新完了基準で定める方法により行うものとし、更新が完了していないと判断される場合には植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には、植え込み等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

① 人工造林の場合

「宮崎県天然更新完了基準」の別紙の樹種

② 天然更新の場合

「宮崎県天然更新完了基準」の別紙の樹種

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数を1ヘクタール当たり10,000本とする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他の間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。本市においては昭和30年代に始まった拡大造林により、民有林人口面積の60%が保育対象林齡級となっているものの、林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業生産活動の停滞、また林業労働者の高齢化と減少により、間伐・保育等が適正に実施されない森林があることから、間伐及び保育作業について適切な時期及び方法により積極的に推進することとする。

特に間伐の実施については、

- 座談会の機会を活かした森林所有者への普及指導及び制度紹介
- 市広報・森林組合広報等による広報活動の積極的な展開
- 間伐材の商品化研究及び需要開発

等の体制整備を図るものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として「宮崎県間伐技術指針」等に基づき実施するものとするが、標準的な方法を次のとおり定める。

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間 伐 時 期 (年)			間伐の方法
			初 回	2回目	3回目～	
ス ギ	スギ一般用 材育林体系	2,000 ～ 3,000	13 ～ 20	21 ～ 30	標準伐期齡以上で利用間伐をする場合は概ね20年、切り捨て間伐をする場合は概ね15年おきに実施する。	「宮崎県長伐期施業技術指針」により実施する。
ヒ ノ キ	スギの施業 体系に準ず る。	2,000 ～ 3,000	15 ～ 22	23 ～ 32	標準伐期齡以上で利用間伐をする場合は概ね20年、切り捨て間伐をする場合は概ね15年おきに実施する。	「宮崎県間伐技術指針」により実施する。

なお、森林經營計画の認定基準に係る間伐の間隔は、下表によるものとする。

間伐の間隔（スギ、ヒノキ共通）	
標準伐期齡未満	標準伐期齡以上
15年	20年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育方法等を勘案して、次のとおりとする。

(1) 時期及び回数

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
下刈	スギ	○	○	○	○	○	○	△						
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△						
	クヌギ	○	○	○	○	○	○	△						
つる切	スギ							← △ →						
	ヒノキ							← △ →						
	クヌギ							← △ →						
除伐	スギ									← ○ →				
	ヒノキ									← ○ →				
	クヌギ									← ○ →				

注) 1 ○印は通常予想される実行標準。

2 △印は必要に応じて実施する。

3 ←→印は実行期間の範囲を示す。

(2) 方法

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈	通常年1回、植栽木が被圧されないよう植生の繁茂状況に応じて適切な時期及び作業方法により雑草木を刈り払う。また、雑草木の繁茂状況が著しい時は、2回以上実施する。	
つる切	つる類の繁茂状況に応じ、適切に実施する。	
除伐	造林木の育成が阻害されないよう目的樹種以外の不要木や成木の見込みのない不良木を対象に下刈終了後3～6年頃に1～2回程度実施する。この場合、急激な環境変化が生じないよう配慮するとともに、目的樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存・育成するなど現地の実態に応じて適切に実施する。	
枝打	通常、すそ枝打（手の届く範囲）や枯れ枝落とし等最小限度行うこととするが、優良材生産にあっては、若齢級から生産目標に応じた枝打を行うこととする。	

3 その他間伐及び保育の基準

上記1及び2によるほか、特に次に示す点に留意することとする。

(1) 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うつ閉（樹間疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹間疎密度が10分の8以上に回復するよう行うものとする。

路網整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工造林については風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、実施することとする。

(2) 下刈

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこととする。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合は、2回刈りを行うものとする。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

(4) 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を次のように定めるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源のかん涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源のかん涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林に定めるものとする。

当該森林の区域は別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保することとする。

伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長することとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢+10年）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の広 葉樹
本市全域	45年	50年	40年	50年	20年	20年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壤保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含んだ土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗じようで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壤等の土壤を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

防風保安林、潮害防備保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等

の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

イ 施業の方法

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るために、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき森林施業方法ごとに別表2に定めるものとする。

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気汚染の浄化のために有効な森林の構成を維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持管理又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林と定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。長伐期施業を適正に実施するため、長伐期施業技術指針等を参考にするものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢+5年）

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の針葉樹	クヌギ・ナラ類	その他の広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	45年	15年	15年

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の針葉樹	クヌギ・ナラ類	その他の広葉樹
本市全域	56年	64年	48年	64年	16年	16年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等との開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林について、必要に応じて定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように

定めるものとする。

具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。

地位	地 利		
	200m以内	200m~500m	500m以上
1	1等地	1等地	2等地
2	1等地	2等地	3等地
3	2等地	3等地	3等地

地位：土壤型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定

地利：路網からの距離から3つに区分

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努めることとする。

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	串間市森林整備計画概要図に図示	1323. 40
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		600. 73
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		29. 63
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1212. 17
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		13797. 39

【別表2】

施 業 の 方 法	森 林 の 区 域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林 標準伐期齢+10年	18-イ-2、18-イ-5、28-ア-1、28-ア-2、28-ア-3、28-ア-3-1、28-ア-3-2、28-ア-3-3、 28-ア-4、28-ア-5、28-ア-6、28-ア-7、28-ア-7-1、28-ア-7-2、28-ア-7-3、28-ア- -7-4、28-ア-7-5、28-ア-8、28-ア-8-1、28-ア-9、28-ア-10、28-ア-10-1、28-ア- -10-2、28-ア-10-3、28-ア-10-4、28-ア-11-2、28-ア-13、28-ア-14、28-ア-15、28- ア-15-1、28-ア-16、28-ア-16-1、28-ア-17、28-ア-18、28-ア-18、28-ア-19、28-ア- -19、28-ア-20、28-ア-20-1、28-ア-21-1、28-ア-21-2、28-ア-22、28-ア-22-1、28- ア-22-2、28-ア-23、28-ア-24、28-ア-24-1、28-ア-25、28-ア-25、28-ア-26、28-ア- -27、28-ア-28、28-ア-28-1、28-ア-29、28-ア-30、28-ア-30、29-ア-1、29-ア-2、29- ア-3、29-ア-4、29-ア-5、29-ア-6、29-ア-7、29-ア-7-1、29-ア-7-2、29-ア-7-3、29- ア-8、29-ア-9、29-ア-10、29-ア-11、29-ア-12-1、29-ア-13、29-ア-15、29-ア	1323. 40

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	-15-1、29-ア-16、29-ア-17、29-ア-18、29-ア-22、29-ア-23-2、29-ア-24-2、29-ア-25、29-ア-26、29-ア-27、29-ア-27-1、29-ア-28、29-ア-29、29-ア-29-1、29-ア-30、29-ア-31、29-ア-32、29-ア-33、29-ア-34、29-ア-35、29-ア-36、29-ア-37、29-ア-38、29-ア-38-1、29-ア-39、29-ア-40、29-ア-41、29-ア-42、29-ア-43、29-ア-44、29-ア-45、29-ア-46、29-ア-46-1、29-ア-46-2、29-ア-52、30-カ-48-3、36-ア-19、43-イ-1-1、43-イ-1-1、43-イ-34、44-ア-16、44-イ-14、48-ア-3、48-ア-3、51-ア-68-2、51-ア-88、51-ア-96-1、58-ケ-10、59-イ-2、59-イ-3-1、59-イ-4、59-イ-6、59-イ-7、59-イ-10、59-イ-11、59-イ-12、59-イ-14、92-イ-1、94-イ-1、94-イ-3、94-イ-4、94-イ-5、94-イ-6、94-イ-7、94-イ-7-1、94-イ-8、94-イ-8-1、94-イ-9、94-イ-9-1、94-イ-9-2、94-イ-9-3、94-イ-11、94-イ-12-1、94-イ-13、94-イ-13-1、94-イ-13-2、94-イ-13-3、94-イ-14、94-イ-15、94-イ-16-2、94-イ-16-3、94-イ-16-4、94-イ-16-5、94-イ-16-7、94-イ-16-8、94-イ-18、95-ア-1、95-ア-2、95-ア-3、95-ア-4、95-ア-5、95-ア-5-1、95-ア-5-2、95-ア-6、95-ア-7、95-ア-8、95-ア-8-1、95-ア-8-2、95-ア-9、95-ア-9-1、95-ア-10、95-ア-11、95-ア-12、95-ア-13、95-ア-14、95-ア-15、95-ア-15-1、95-ア-16、95-ア-16-1、95-ア-17、95-ア-18、95-ア-19、95-ア-20、95-ア-20-1、95-ア-21、95-ア-21-1、95-ア-22、95-ア-22-1、95-ア-22-1、95-ア-23、95-ア-24、95-ア-25、95-ア-26、95-ア-27、95-ア-28、95-ア-29、95-ア-29-1、95-ア-30、95-ア-30-2、95-ア-30-3、95-ア-31、95-ア-31-1、95-ア-32、95-ア-32-1、95-ア-33、95-ア-34、95-ア-35、95-ア-35-1、95-ア-36、95-ア-37、95-ア-38、96-カ-19、97-カ-49、101-ケ-21、101-ケ-24-2、101-ケ-1、101-ケ-1-1、101-ケ-2、101-ケ-3、101-ケ-4、102-ア-1、102-ア-1-1、102-ア-2、102-ア-2-1、102-ア-2-2、102-ア-2-3、102-ア-2-4、102-ア-2-5、102-ア-3、102-ア-3-1、102-ア-3-2、102-ア-3-3、102-ア-3-4、102-ア-4、102-ア-4-1、102-ア-5、102-ア-6、102-ア-7、102-ア-7-1、102-ア-8、102-ア-8-1、102-ア-9、102-ア-9-1、102-ア-10、102-ア-11、102-ア-11-1、102-ア-12、102-ア-12-1、102-ア-12-2、102-ア-13、102-ア	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	-13-1、102-ア-13-2、103-ア-1、103-ア-2、103-ア-2-1、103-ア-3、103-ア-4、103-ア-4-1、103-ア-7、103-ア-7-1、103-ア-7-2、103-ア-7-3、103-ア-8、103-ア-9、103-ア-10、103-ア-11、103-ア-11-1、103-ア-12、103-ア-13、103-ア-13-1、103-ア-13-2、103-ア-13-3、103-ア-13-4、103-ア-14、103-ア-14-1、103-ア-15、103-ア-16、103-ア-16-1、103-ア-17、103-ア-18、103-ア-18-1、103-ア-19、103-ア-19-1、103-ア-19-2、103-ア-20、103-ア-21、103-ア-22、105-ア-30、105-ア-30-1、110-ア-2、110-ア-3、110-ア-3-1、110-ア-4、110-ア-5、110-ア-6、110-ア-6、110-ア-7、110-ア-7-1、110-ア-7-2、110-ア-8、110-ア-9、110-ア-10、110-ア-11、110-ア-12、126-イ-3、129-才-30、130-ア-4、130-ア-6、135-ア-10、141-ア-5-1、141-ア-7、163-ウ-2、164-イ-1、164-ウ-5、171-イ-26-1、171-キ-1-1、171-キ-4、172-カ-4、172-カ-6-1、172-ケ-11-1、173-ア-7、173-ア-10-2、173-ア-11-2、173-キ-5、174-ケ-25、174-ケ-26、174-ケ-31、174-ケ-32、174-ケ-44、174-ケ-45、174-ケ-58-1、174-ケ-62、174-ケ-65、175-ア-1、175-ア-2、175-ア-3、175-ア-4、175-ア-6、175-ア-6-2、175-ア-6-3、175-イ-12、175-イ-12-1、175-ウ-7、175-ウ-8、175-ウ-8-1、175-ウ-8-2、175-ウ-8-3、175-ウ-8-4、177-イ-11、177-イ-12、177-イ-12-1、177-イ-13、177-イ-14、177-イ-15、177-イ-16、177-イ-17、177-イ-18、177-イ-18-1、177-イ-18-2、177-イ-19、177-イ-19-1、177-イ-19-2、177-イ-20、177-イ-20-1、177-イ-21、177-イ-22、177-イ-23、178-ア-10、178-ア-11、178-ア-12、178-イ-1、178-イ-2、178-イ-3、178-イ-4、178-イ-5、178-イ-6、178-イ-7、178-イ-8、178-イ-9、178-イ-10、178-イ-11、178-イ-12、178-イ-13、178-イ-14、178-イ-15、178-イ-15-1、178-イ-16、178-イ-17、178-イ-18、178-イ-19、178-イ-20、178-イ-21、178-イ-21-1、178-イ-21-2、178-イ-21-3、178-イ-21-4、178-イ-21-5、178-イ-22、178-イ-22-1、178-イ-23、178-イ-24、178-イ-25、178-イ-25-1、178-イ-26、182-ア-1、182-ア-2、182-ア-3、182-ア-4、182-ア-5、182-イ-1、182-イ-2-1、182-イ-2-3、182-イ-3、182-イ-4-1、182-イ-4-2、182-イ-4-3、182-イ-6、	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	182-イ-7、182-イ-8、182-イ-9、182-イ-10、182-イ-11、182-イ-12、182-イ-12-1、 182-イ-13、182-イ-14、182-イ-15、182-ウ-1、182-ウ-1-1、182-ウ-1-2、182-ウ -1-3、182-ウ-2、182-ウ-3、182-ウ-4、182-ウ-5、182-ウ-6、182-ウ-7、182-ウ-8、 182-ウ-8-1、182-ウ-9、182-ウ-10、182-ウ-11、182-ウ-12、182-ウ-12-1、182-ウ -13、182-エ-6、182-エ-7、182-エ-8、182-エ-8-1、182-エ-9、182-エ-9-1、182-エ -9-2、183-ア-1、183-ア-2、183-ア-3、183-ア-4、183-ア-5-1、183-ア-6、183-ア-7、 183-ア-8、183-イ-10、183-イ-10-1、183-ウ-1、183-ウ-2、183-ウ-3、183-ウ-4、 183-ウ-7、183-ウ-8、186-ウ-1、186-ウ-5、186-ウ-6、186-ウ-7-1、186-ウ-7-2、 188-イ-20-2、189-カ-12、203-ア-3-1、203-ア-10、203-ア-20、203-ア-22、203-イ -1、203-イ-2、203-イ-2-1、203-イ-2-2、203-イ-2-3、203-イ-2-4、203-イ-37、12-イ -20、12-イ-21、12-イ-24-1、12-イ-27、12-イ-28、12-イ-29、12-ウ-3、12-ウ-4、12- ウ-14、12-ウ-16、12-ウ-23、12-ウ-29、12-カ-20、16-ア-51、16-イ-15-1、16-イ -15-7、16-イ-15-12、16-イ-15-13、16-イ-15-15、16-イ-15-11、16-イ-58、16-イ -15-6、17-ア-31、19-ア-2、20-エ-69、20-ケ-32、23-イ-2、23-イ-3、25-ア-6、26-ア -13、26-ア-14、26-ウ-31-1、30-オ-32、36-ア-16、36-ア-17、36-ア-30、36-イ-34、 36-オ-11、36-オ-11-1、36-カ-23、36-カ-50-1、36-キ-6、37-イ-28、37-キ-14、37-キ -15、38-イ-16、38-イ-40、42-イ-3、42-イ-8、42-イ-21、42-イ-22-1、42-イ-27-1、 42-イ-50-1、43-ア-16-2、43-イ-35、47-オ-15、47-オ-28-2、47-オ-28-3、47-カ -10-2、47-カ-22-1、47-カ-17-1、47-カ-29-1、48-オ-2、48-オ-7、48-オ-5、48-オ -13、48-オ-15、48-オ-23-1、49-イ-8-6、49-イ-8-7、49-イ-25-5、49-ウ-1-2、49-ウ -37、49-ウ-40、49-ウ-41、51-ア-78-1、52-イ-20、53-ケ-20、56-イ-1、56-イ-66、 56-ケ-24、73-イ-28、92-イ-43、92-イ-53、92-イ-58、94-ア-23、97-イ-2、97-ウ-42、 98-イ-5、98-イ-22、98-イ-25、98-エ-12、99-イ-23、99-イ-29、99-イ-31、99-イ-32、 99-ウ-12-1、99-ウ-12-2、99-ウ-13、99-オ-13、118-ア-7、118-ア-20、118-ア-30、 118-ア-31、118-ア-50、126-エ-1-2、126-エ-2-2、127-エ-1、127-エ-5、149-ア-1、	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	149-ウ-4、173-カ-8、173-カ-14、173-キ-2-2、174-ア-5-1、174-ア-5-2、174-ア-5-3、175-ア-12、175-ウ-3-1、177-ウ-3、177-ウ-6-1、188-イ-20、189-ケ-8、193-ア-4、194-イ-18、149-イ-3、149-イ-4、149-イ-5、149-イ-6、149-イ-7、149-イ-14、149-イ-17、149-イ-18、36-オ-6、41-イ-35、41-イ-50、41-イ-49、57-キ-7、57-キ-7-1、57-キ-8、57-キ-8-1、57-キ-9、57-キ-18-4、57-キ-13-1、57-キ-15、57-キ-18-1、57-キ-19、57-キ-19-1、57-キ-20-1、57-キ-21、57-キ-21-1、57-キ-22、57-キ-48、57-キ-11-2、57-キ-12、57-キ-12-1、57-キ-18、73-オ-19-4、73-オ-19-5、73-オ-19-6、73-オ-19-7、73-オ-19-11、73-オ-19-12、73-オ-20、73-オ-20-1、73-オ-20-2、73-オ-20-3、73-オ-20-6、73-オ-20-7、95-ア-2、95-ア-3、95-ア-4、95-ア-5、95-ア-6、95-ア-7、95-ア-8、161-イ-14、161-イ-15、161-イ-16、161-イ-17、161-イ-4、161-イ-9、162-ア-8、162-ア-12-1、162-ア-13-2、162-ア-19、162-ア-20、152-ウ-34、152-ウ-34-1、152-ウ-36、127-ウ-3、127-ウ-5、127-ウ-6、126-イ-3、126-イ-6、127-ア-19、175-ウ-9、175-ウ-9-1、175-ウ-18-1、189-キ-21-2、189-キ-22、189-キ-23、189-キ-25、175-ウ-18-2、183-ア-5-1、183-ア-5-5、189-ケ-4、189-オ-8、189-オ-9、189-オ-12、189-オ-12-1、189-ケ-1、189-ケ-2、189-ケ-5、189-ケ-7-1、36-オ-4-9、187-イ-36、126-ウ-18、126-ウ-18-5、99-カ-18、183-ア-5-1、183-ア-5-5、44 イ 11、45-イ-20、45-イ-21、45-イ-22、45-イ-22-1、45-イ-22-2、45-イ-23、45-イ-23-1、45-イ-24、45-イ-25、45-イ-25-1、45-イ-26、45-イ-26-1、45-イ-26-2、45-イ-28、45-イ-28-1、45-イ-29、45-イ-29-1、45-イ-29-2、45-イ-29-5、45-イ-30、45-イ-33、45-イ-34-1、45-イ-37、45-イ-37-1、45-イ-38、45-イ-38-1、45-イ-38-2、45-イ-39、45-イ-41、45-イ-41-3、45-イ-42、45-イ-42-1、45-イ-43、45-イ-44、45-イ-45、45-イ-45-1、52-オ-10、36-ア-24、56-オ-15-1、48-イ-8、48-イ-8-1、53-ケ-28、53-ケ-28-1、56-ケ-35、48-ア-8、48-イ-16、50-カ-12、50-カ-13、50-カ-13-1、50-カ-14、50-カ-18、50-カ-22、50-カ-23、50-カ-25、52-イ-8、52-イ-9-1、52-ア-7、52-ア-8、52-ア-10、52-ア-11-1、52-ア-12、52-ア-13、52-	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	イ-5、52-イ-6、48-ウ-30、48-ウ-39、48-ウ-40、46-ア-1、48-ア-2、48-ア-2-1、48-ア-5、48-ウ-15、48-ウ-22、48-ウ-33、48-ウ-33-1、48-ウ-32、48-ウ-30-2、48-ウ-30-3、48-ウ-40-1、48-ウ-40-2、48-ウ-43、48-ウ-44、48-ウ-50、52-イ-4-2、52-イ-4-3、52-イ-4-4、48-ウ-30-1、48-ウ-41、48-ウ-41-3、52-ア-2-1、52-ア-5、48-ア-16、48-ア-16-1、48-ア-16-2、48-ウ-19、48-ア-9、48-ア-9-1、48-ア-10-1、48-ア-13、48-イ-5、48-ウ-37、48-ウ-41-1、48-ア-12、48-ア-15、48-ア-15-1、48-ア-15-2、48-ウ-35、48-ウ-36、48-ウ-36-1、56-オ-13、56-オ-14、56-オ-15、56-オ-18、56-オ-23、53-ケ-27-1、53-ケ-27-2、53-ケ-29-1、53-ケ-30、53-ケ-31、53-ケ-32、53-ケ-32-1、53-ケ-33、54-ア-1、54-ア-3-2、52-キ-49、50-カ-17、52-ア-8-1、52-ア-9-1、51-ア-61-2、51-ア-61-3、51-ア-105-4、51-ア-105-7、53-ケ-32-1、53-ケ-8、78-エ-28、101-ア-50-1、160-オ-2、160-オ-3、160-オ-4、160-カ-1、160-カ-2、160-カ-3-1、160-カ-4-1、160-カ-5、160-カ-9、160-カ-10-1、160-カ-11、160-カ-15、160-カ-16、160-カ-16-1、160-カ-17、160-カ-18、160-カ-19-1、160-カ-19-2、160-カ-20、160-カ-20-121、160-カ-21-1、160-カ-22、160-カ-23-2、160-カ-24-2、152-イ-17、152-イ-17-1、154-ウ-14、152-ウ-5-3、149-イ-1、149-イ-1-1、149-イ-1-2、149-イ-2-1、149-イ-2-2、149-イ-3、149-イ-4、149-イ-4-1、149-イ-4-2、149-イ-5、149-イ-5-1、149-イ-6、149-イ-6-1、149-イ-6-2、149-イ-7、149-イ-8、149-イ-9、149-イ-11-2、149-イ-12-1、149-イ-13、149-イ-13-1、149-イ-14-1、149-イ-14-2、149-イ-15-1、149-イ-16、149-イ-17、149-イ-17-1、149-イ-18-2、149-イ-20、149-イ-20-1、149-イ-20-2、149-イ-21、149-イ-21-1、149-イ-22、149-イ-22-1、149-イ-23、149-イ-23-1、149-ウ-3、149-ウ-8、149-ウ-9、160-イ-5、160-イ-5-1、160-イ-6、160-イ-7、160-イ-8、160-イ-9、160-イ-11、160-イ-12、160-イ-12-1、160-イ-13、160-イ-14-1、153-エ-2、153-エ-2-1、153-エ-3、153-エ-4、153-エ-5、153-エ-7、153-エ-7-1、154-ア-2、154-ア-2-1、154-ア-2-2、154-ア-2-3、154-ア-3、154-ア-4、154-ア-5、154-ア-5-1、154-ア-6-2、153-オ-9、153-オ-11、	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	153-オ-15、152-ウ-31、153-オ-19、154-ア-8、154-ア-8-3、154-ア-9、154-ア-9-1、 154-ア-10、152-ウ-6-1、152-ウ-33、182-イ-9、182-ア-5、189-イ-2、188-ア-11、 188-ア-18、27-ア-10、27-ア-11、27-ア-9、56-ク-37、48-ウ-47、48-ウ-48、48- ウ-49、52-ウ-7、46-ア-2、48-ア-1、48-ア-4、48-イ-37、48-イ-41-1、48-ア -11、48-ア-7、54-ア-3-1、50-ア-9、55-カ-5-4、53-ク-32、101-ア-48、152-ウ -5、153-エ-2-2、182-エ-5、177-ア-8、41-エ-43、57-キ-13、57-キ-20、57-キ -13、57-キ-11、73-オ-3、162-ア-12、175-ウ-2、175-ウ-3、175-ウ-4、27-オ -1-1、27-オ-5、36-オ-4、36-オ-4-5、27-ウ-63、41-エ-14、41-エ-15、41-エ -18、41-エ-19-1、41-エ-21、41-エ-22、41-エ-23、41-エ-23-1、41-エ-30、41- エ-37、41-ウ-67、56-イ-7、56-イ-9、61-ア-32、61-ア-32-1、61-ア-31、64-ウ -23、64-ウ-23-1、64-エ-31、64-ウ-33-2、64-ウ-34-1、99-エ-20、99-エ-20-1、 99-カ-21、99-カ-19、99-カ-20、99-カ-2、91-イ-48、91-イ-49、91-イ-50、91-イ -51、91-イ-52、91-イ-53、91-イ-55、95-ウ-26、95-ウ-29、95-ウ-31、95-ウ -34、95-ウ-34-2、95-ウ-35、129-ア-5、129-ア-5-4、163-ア-6、163-ア-6-1、 163-ア-7、163-ア-7-1、163-ア-8、163-ア-8-1、163-イ-1、163-イ-2、163-イ -3、163-イ-3-1、163-イ-4、163-イ-4-1、163-イ-5、163-イ-5-1、163-イ-6、163- ウ-5-3、203-イ-1-1、187-イ-21、187-イ-23、187-イ-25、187-イ-36、203-イ -1-2、186-イ-32、186-イ-27、186-ア-19、186-ア-20、186-ア-17、186-ア-18、 186-ア-18-1、186-ア-15、186-ア-16、186-ア-3-5、180-エ-5、180-エ-6、180- エ-7、180-エ-8、180-エ-9、180-エ-2、180-エ-1、187-イ-37、186-ア-21、186- ア-23、173-ア-50、193-ウ-22、193-ウ-23、193-ウ-25、193-ウ-36、193-ウ-37、 193-ウ-41、193-ウ-41-1、193-ウ-42、193-ウ-43、193-ウ-44、193-ウ-44-1、 192-イ-1-1、193-ウ-27、193-ウ-30、193-ウ-32-1、186-ア-18-2、36-オ-5、36- オ-6、36-オ-6-1、36-カ-9、36-カ-10、36-カ-11、36-カ-11-1、36-カ-22、36-キ -1、36-キ-1-5、36-キ-1-4、36-キ-2、36-キ-7、36-キ-12、36-キ-12-1、56-イ	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	<p>-1-1、56-イ-2、56-イ-3、56-イ-4-1、56-イ-6-1、56-イ-14、56-ケ-36-4、56-ケ-41、56-ケ-44、56-ケ-46、56-ケ-48、56-ケ-49、56-ケ-51-2、56-ケ-53、56-ケ-55-1、57-キ-9-1、57-キ-10、57-キ-11、194-イ-12、194-イ-13、194-イ-18-2、194-イ-25、194-イ-26、194-イ-26-1、194-イ-27、194-イ-29、194-イ-30、194-イ-30-1、194-イ-31、194-イ-31-1、194-イ-32、194-イ-33、194-イ-33-1、194-イ-36、194-イ-37-1、194-イ-38、194-イ-39、194-イ-40、194-ウ-1、194-ウ-2、194-ウ-3、194-ウ-4、194-ウ-7、194-ウ-8、194-ウ-9、194-ウ-1、194-ウ-13、194-ウ-13-1、194-ウ-14、194-ウ-14-1、76-イ-8、76-イ-9、76-イ-10、76-イ-14、76-イ-15、76-イ-16、76-イ-18、76-イ-19、76-イ-20、76-イ-21、76-イ-21-1、76-イ-22、76-イ-23、76-イ-24、76-イ-33、76-イ-34、76-イ-38-1、76-ウ-2、76-ウ-3、76-ウ-4、76-ウ-6、76-ウ-7、76-ウ-8、76-ウ-9、76-ウ-10、76-ウ-12、76-ウ-16-1、118-ア-20、78-キ-1、78-キ-2、78-キ-4、78-キ-5、78-キ-6、78-キ-7、78-キ-8、78-キ-9、78-キ-10、78-キ-11、78-キ-12、78-キ-13、78-キ-14、78-キ-15、78-キ-17、78-キ-17-1、78-キ-26、78-キ-27、27-才-1、37-工-27-1、37-工-29、37-才-18、37-才-20、57-イ-43-1、57-イ-43、57-イ-31-1、57-イ-21、46-工-13、46-工-14、46-工-5、46-工-6、46-工-3、46-工-12、46-工-17、46-工-17-1、46-工-17-2、46-工-19、46-工-9、46-工-10、46-ウ-6-1、46-ウ-5、59-ウ-27、59-ウ-26、59-ウ-25、59-ウ-24、59-ウ-24-1、59-ウ-40-3、59-ウ-23-1、59-ウ-20、59-ウ-20-1、59-ウ-20-2、59-ウ-20-3、59-ウ-31、59-ウ-19-1、59-ウ-19、59-ウ-18、27-イ-74、31-ア-32-1、36-才-4-4、36-才-11-4、36-力-16、36-キ-2-1、36-キ-1-2、41-工-37、41-工-46、41-工-31、41-工-48、41-工-33、41-キ-21、42-イ-4、45-ア-1、48-ア-7-1、48-ア-8-1、48-イ-13-1、48-イ-13-2、48-イ-17、48-イ-9、48-イ-6、48-イ-14、48-イ-15、48-イ-18-1、48-イ-14-1、48-イ-47-1、48-イ-48、48-イ-48-1、48-イ-49、48-イ-49-1、48-ウ-17-1、48-ウ-21、48-ウ-25、48-ウ-47-2、48-ウ-29-1、48-ウ-32-2、48-ウ</p>	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	-12、48-ウ-17、48-ウ-46、48-ウ-49-3、48-ウ-20、48-ウ-8-1、48-ウ-52、48-ウ-25-1、48-ウ-18、48-ウ-47-3、48-エ-11、48-エ-35、48-オ-10、48-オ-18、52-エ-7-1、53-ク-30-1、56-イ-53、56-イ-48、56-イ-41、61-ア-38-3、61-ア-38-1、61-ア-38、61-ア-37、61-ア-32、61-イ-16-1、61-イ-17、73-オ-20-5、104-オ-27、126-ウ-9-1、128-ウ-8-2、128-エ-1、128-エ-3、152-イ-17-2、152-イ-17-3、152-ウ-30-1、152-ウ-33-1、152-ウ-33-2、152-ウ-34-3、152-ウ-34-4、152-ウ-34-5、152-ウ-36-1、152-ウ-36-2、152-ウ-36-3、152-ウ-36-4、152-ウ-36-5、153-ア-1-1、153-エ-21-1、153-エ-22、153-エ-22-1、153-エ-2-3、153-エ-3-1、153-エ-3-2、153-エ-4-1、153-エ-7-2、153-オ-18、153-オ-19-1、154-ア-8-4、154-ア-2-4、154-ア-2-5、154-ア-2-6、154-ア-5-2、154-ア-6-3、154-ア-6-4、154-イ-13-1、154-イ-8-2、154-ウ-10-1、154-ウ-5、154-ウ-4-1、154-ウ-5-1、154-ウ-4-2、154-ウ-3-1、154-ウ-2-2、154-ウ-9-2、154-ウ-1、154-ウ-1-1、154-ウ-11-1、154-ウ-13-3、154-ウ-34-6、154-ウ-6-3、157-イ-17-1、162-ア-8-1、162-ア-19-1、162-ア-20-1、175-ア-2-2、189-オ-13、189-キ-21-1、189-ク-6、193-ウ-46、194-ウ-9-1、197-イ-20-5、182-ウ-1-4	
長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期 齢 × 2 × 0.8以上)	6-ア-1、6-ア-2、6-ア-3、6-ア-4、6-ア-6、6-ア-7、6-ア-8、6-ア-9、6-ア-10、6-ア-11、6-ア-12、6-ア-13、6-ア-14、6-ア-15、6-ア-16、7-ア-1、7-ア-2、7-ア-3、7-ア-4、7-ア-5、7-ア-6、7-ア-7、7-ア-8、7-ア-9、7-ア-10、7-ア-11、7-ア-11-1、7-ア-12、7-ア-12-1、7-ア-12-2、7-ア-13、7-ア-13-1、7-ア-13-2、7-ア-14、7-ア-14-1、7-ア-15、7-ア-15-1、7-ア-16、7-ア-17、7-ア-18、7-ア-19、7-ア-20、7-ア-21、7-ア-21-1、7-ア-22、7-ア-22-1、7-ア-22-2、7-ア-22-3、7-ア-23、7-ア-24、7-ア-25、7-ア-26、8-ア-1、8-ア-2、8-ア-2-1、8-ア-2-2、8-ア-3、8-ア-4、8-ア-4-1、8-ア-5、8-ア-6、8-ア-7、8-ア-7-1、8-ア-8、8-ア-9、8-ア-10、8-ア-10-1、8-ア-11、8-ア-11-1、8-ア-12	1842.53

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	<p>、8-ア-12-1、8-ア-12-2、8-ア-13、8-ア-13-1、9-ア-1、9-ア-1-1、9-ア-1-2、9-ア-2 、9-ア-2-1、9-ア-2-2、9-ア-2-3、9-ア-3、9-ア-4、9-ア-4-1、9-ア-5、9-ア-5-1、9-ア -5-2、9-ア-5-3、9-ア-5-4、9-ア-5-5、9-ア-5-6、9-ア-5-7、9-ア-6、9-ア-6、9-ア -6-1、9-ア-6-2、9-ア-7、10-ア-1、10-ア-2、10-ア-4、10-ア-5、10-ア-6、 10-ア-7-1、10-ア-7-3、10-ア-7-4、10-ア-8、10-ア-9、10-ア-11、10-ア-12、10-ア -12-1、10-ア-16、12-ケ-17-1、13-イ-22、13-イ-23、13-イ-24、14-イ-58、14-イ -75-1、14-イ-76、14-イ-77、14-イ-78、14-イ-79、14-イ-79-1、14-ウ-1、14-ウ-1-1 、14-ウ-2、14-ウ-2-1、14-ウ-3、14-ウ-3-1、14-ウ-4、14-ウ-6、14-ウ-6-1、14-ウ -28、14-ウ-29、14-ウ-30、14-ウ-31、14-ウ-32、14-ウ-33、15-ア-31、15-ア-31-2、 15-ア-32、15-ア-32-1、15-ア-33、15-ア-33-1、15-ア-34-1、15-ア-35、15-ア-35-1 、15-ア-36-1、15-ア-37-1、15-ア-38-1、15-ア-39-1、15-ア-40-2、15-ア-40-3、 15-ア-42-1、15-ア-43-1、15-ア-44-1、15-ア-45-1、15-ア-50、15-イ-13、16-イ-1、 16-イ-1-2、16-イ-10、16-イ-11、16-イ-12、16-イ-12-1、16-イ-13、16-イ-14、16-イ -53-1、16-イ-54-1、16-イ-57、16-イ-58、16-イ-3-1、16-イ-5、16-イ-6、16-イ-7、 16-イ-7-1、16-イ-8、19-イ-16-2、19-イ-20、20-イ-22-2、20-ケ-6、20-ケ-7、20-ケ-8 、20-ケ-9、20-ケ-10、20-ケ-10-1、20-ケ-11、20-ケ-12、20-ケ-13、20-ケ-14、20-ケ -15、20-ケ-16、20-ケ-17、20-ケ-18、20-ケ-19、20-ケ-20、20-ケ-21、20-ケ-23、20-ケ -25、20-ケ-26、20-ケ-27、20-ケ-28、20-ケ-28-1、20-ケ-29、20-ケ-30、20-ケ-31、 20-ケ-32、20-ケ-1-1、20-ケ-3-1、20-ケ-4、20-ケ-5、20-ケ-6、20-ケ-7、20-ケ-8、 20-ケ-9-1、20-ケ-10、20-ケ-10-2、20-ケ-11、20-ケ-12、20-ケ-13、20-ケ-14、20-ケ -15、20-ケ-16-1、20-ケ-17、20-ケ-18-1、20-ケ-19-1、20-ケ-20、20-ケ-21-1、20- ヶ-22-1、20-ケ-36、20-ケ-39-1、20-ケ-45-1、20-ケ-46、20-ケ-47、20-ケ-48、20-ケ -49、20-ケ-50、20-ケ-51、20-ケ-52、20-ケ-53、20-ケ-54、20-ケ-55、20-ケ-56、20- ヶ-57、20-ケ-58、20-ケ-59、20-ケ-60、20-ケ-61-1、20-ケ-62、20-ケ-64-1、20-ケ -66、20-ケ-101、23-イ-1、23-イ-4、23-イ-6、24-イ-33-1、24-カ-27、24-キ-20、24-</p>	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	キ-38、26-ア-5-1、26-ア-6-1、26-ア-7-1、26-ア-8、26-ア-9、26-ア-10、26-ア-12-2 、26-ア-13-3、26-ア-19-1、26-ア-20-1、26-ア-34、27-イ-15-1、27-オ-31-1、27-オ -32、27-オ-33-1、27-オ-38、28-ア-11、28-ア-12、29-ア-14、29-ア-14-1、29-ア-19 、29-ア-21、29-ア-22-1、29-ア-23、29-ア-24、30-ウ-8-1、30-ウ-91-1、30-ウ-92、 30-ウ-94-1、30-ウ-95、30-ウ-111、30-イ-27、30-オ-119、32-ア-60、34-イ-5-1、 34-イ-6、34-イ-6-1、34-イ-6-2、34-イ-6-3、34-イ-7-1、34-イ-9-1、34-イ-10、34- イ-30、34-イ-63-1、34-イ-67-1、34-イ-68-1、34-イ-69、34-イ-70-1、34-イ-71、34- イ-72-1、34-イ-80-1、34-イ-81、34-イ-82-1、34-イ-82-2、34-イ-83-4、34-イ-84-1 、34-イ-85-1、34-イ-86-1、34-イ-87-1、34-イ-88、34-イ-89-1、34-イ-99-1、34-イ -101、35-ア-1-1、35-ア-2、35-ア-3-1、35-ア-4、35-ア-5-1、35-ア-6、35-ア-7、35- ア-8、35-ア-9、35-ア-10、35-ア-11-1、35-ア-12、35-ア-13、35-ア-14、35-ア-14-1 、35-ア-15-1、35-ア-16、35-ア-17-1、35-ア-17-2、35-ア-18、35-ア-18-1、35-ア -19、35-ア-20、35-ア-20-1、35-ア-21、35-ア-21-1、35-ア-22、35-ア-23、35-ア -23-1、35-ア-24、35-ア-25、35-ア-26、35-ア-27、35-ア-28、35-ア-29、35-ア-30、 35-ア-31、35-ア-32-1、35-イ-34-1、35-イ-43-1、35-イ-44-3、35-イ-44-4、35-イ -45-1、35-イ-48-1、35-イ-49-2、35-イ-70、35-イ-71、35-イ-72、35-イ-80、35-イ -81、36-イ-39、37-キ-13-1、37-キ-14-1、37-キ-15-1、43-ア-17、43-ア-30、43-イ -20-1、43-イ-21-1、43-イ-21-3、43-イ-21-4、43-イ-22-1、43-イ-22-3、43-イ-32、 43-イ-42、44-ア-1、44-ア-16-1、44-ア-17、44-ア-20-1、44-ア-22-1、44-ア-24-1、 44-ア-42-1、44-ア-43-2、44-ア-66、44-ウ-4-1、44-ウ-5-1、44-ウ-6-1、44-ウ-7-1 、44-ウ-8-1、44-ウ-11、45-ウ-6-1、45-ウ-8-1、45-ウ-10-1、45-ウ-11-1、45-ウ-12 、45-ウ-13-1、45-ウ-14、45-ウ-15-2、45-ウ-16、45-ウ-17、45-ウ-18-1、45-ウ-20 、45-ウ-21、45-ウ-22、45-ウ-23-1、45-ウ-24、45-ウ-25、45-ウ-25-1、45-カ-12、 45-カ-13、45-カ-14、45-カ-15、45-カ-16、45-カ-17、45-カ-18、63-ア-3-3、63-ア -19、64-ウ-32、64-ウ-33、64-ウ-33-1、64-ウ-34、64-ウ-35、64-ウ-36、64-ウ-37、	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	64-ウ-38、64-ウ-39、64-ウ-40、64-I-1、64-I-1-1、64-I-2、64-I-3、64-I-4、 64-I-5、64-I-6、64-I-7、64-I-8、64-I-8-1、64-I-8-2、64-才-20-1、65-ア -16-2、65-ア-18-1、65-ア-21-2、65-ア-24、65-ア-25、65-ア-25-1、65-ア-26-1、 65-ア-27-1、65-ア-29、65-イ-13、65-イ-13-1、65-イ-17、65-イ-18、65-イ-19、65- イ-20、65-イ-21、65-イ-22、65-ウ-2-1、65-ウ-3-1、65-ウ-4、65-ウ-5、65-ウ-6、65- ウ-7、65-ウ-68、67-イ-1-3、67-イ-1-4、68-ア-3-1、68-ア-4-1、68-ア-7-1、68-ア -8-2、68-ア-8-3、68-ア-9-3、68-ア-9-4、68-ア-9-5、68-イ-34-2、68-イ-35-2、 70-ア-17、70-ア-18、70-イ-1、70-イ-1-1、70-イ-2、70-イ-3、70-イ-4、70-イ-4-1、 70-イ-6、70-イ-7、70-イ-8、70-イ-9、70-イ-11、70-イ-13、70-イ-50-1、70-イ-50-2 、70-イ-51、72-I-6-1、72-I-7-1、72-I-8-1、72-I-25-3、72-I-26、72-I-26-1 、72-I-26-3、72-I-27、72-I-27-2、72-I-28-1、72-I-28-2、72-I-28-3、72-I -32-1、72-I-33-1、72-I-34-1、72-I-35、72-I-36、72-I-37、72-I-38-1、72- I-39、72-I-40-1、72-I-41、72-I-46-1、72-I-47-2、73-イ-17-3、73-イ-17-4、 73-イ-18-1、73-イ-20-1、73-イ-22-1、73-イ-45、73-才-19-4、73-才-19-5、73-才 -19-6、73-才-20-1、73-才-20-2、73-才-20-3、73-才-20-4、73-才-20-5、73-才-23 、73-才-24、73-才-24、73-才-24-1、73-才-24-2、73-才-25、73-才-26、73-才-27、 76-ア-33-1、76-ア-38-1、76-ア-39-1、78-ア-6-4、78-ア-7-1、78-ア-7-2、81-ア -37-1、81-イ-4-1、81-イ-5-1、81-イ-6、81-イ-35、81-ウ-29、85-イ-13-1、85-イ -14-1、85-イ-15-1、85-イ-17、91-ア-7-1、91-ア-9-1、91-ア-12-1、100-ケ-1、100- ケ-4、102-ア-11-2、102-ア-11-2、102-ア-14、102-ア-15、102-ア-15-1、103-ア -1-1、103-ア-5、103-ア-5-1、103-ア-6、103-ア-23、105-ア-1、105-ア-2、106-イ -1-1、106-イ-2-1、106-ウ-1-1、106-ウ-2-1、106-ウ-3-1、106-ウ-4-1、106-ウ-35 、108-ア-78、108-ア-79、108-ア-80、108-I-8、111-イ-22、111-イ-23、111-イ-24、 111-イ-26-1、111-カ-6、111-カ-6-1、111-カ-10、112-イ-67、112-イ-73、112-イ-77 、112-イ-79-1、113-ア-3、113-ア-4、113-ア-6、113-ア-7、113-ア-8、113-ア-9、	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	113-ア-10、113-ア-11、113-ア-12、113-ア-14、114-ア-1、116-ア-3-1、116-ア-4-2 、116-ア-5-3、116-ア-15-1、124-イ-3、124-ウ-1、124-ウ-1-1、124-ウ-1-2、124-ウ -2-1、124-ウ-4、125-イ-8、125-イ-9-1、125-イ-10-1、125-イ-11、125-イ-12-1、 125-イ-13-1、125-イ-14、125-イ-15、125-イ-16-1、125-イ-23-1、125-イ-24-1、 125-イ-25、125-イ-26-1、125-イ-27、125-イ-28、125-イ-29-1、125-イ-30、125-イ -31-1、125-イ-32、125-イ-33-2、125-イ-35-1、125-イ-37-1、125-イ-38-1、125-イ -39-2、125-イ-39-3、125-イ-40-2、125-イ-40-3、125-イ-40-4、125-イ-41-1、 125-イ-42、125-イ-43、125-ウ-10、125-ウ-11、125-ウ-12、125-ウ-13、125-ウ-14、 126-イ-2-1、126-イ-3-1、126-イ-3-2、126-イ-4、126-イ-5-2、126-イ-7-1、126-イ -8-1、126-イ-13-1、126-イ-14-1、126-イ-15、126-イ-16-1、126-イ-18、126-イ -21-1、126-イ-22-1、126-イ-23、126-イ-24-1、126-イ-25-2、126-イ-25-3、126-イ -30-4、126-イ-30-5、126-イ-31、126-イ-32-1、126-ウ-8、126-ウ-8-1、126-ウ-9、 126-ウ-14、126-ウ-20、126-イ-5、126-イ-6-1、127-ア-8-1、127-ア-10-2、127-ア -11、127-ア-11-1、127-ア-13、127-ア-14、127-ア-15-1、127-ア-18、127-ア-19-1 、127-イ-1、127-イ-2、127-イ-3、127-イ-4、127-イ-4-1、127-イ-5、127-イ-5-1、 127-イ-5-2、127-イ-6、127-イ-7、127-イ-7-1、127-イ-8、127-イ-8-1、127-イ-9、 127-イ-10-1、127-イ-11、127-ウ-1、127-ウ-1-1、127-ウ-2、127-ウ-3、127-ウ-3-1 、127-ウ-3-2、127-ウ-4、127-ウ-5、127-ウ-5-1、127-ウ-6、127-ウ-7、127-イ-1、 127-イ-1-1、127-イ-2、127-イ-3、127-イ-4、127-イ-5、127-イ-6、127-イ-7、128-ア -10、128-ア-10-1、128-ア-11、128-ア-20、128-イ-19、128-イ-19-1、128-イ-19-2 、128-イ-19-3、128-イ-20、128-イ-21、128-イ-22、128-イ-24、128-イ-25、128-イ -26、128-ウ-3、128-ウ-3-1、128-ウ-4、128-ウ-4-1、128-ウ-4-2、128-ウ-5、128-ウ -6、128-ウ-7、128-ウ-7-1、128-ウ-10、128-ウ-10-1、128-ウ-11、128-ウ-11-1、 130-イ-9-1、130-イ-10-1、130-イ-10-2、130-イ-16-1、130-イ-17-1、130-イ-18-1 、130-イ-32、130-イ-33-1、130-イ-34-1、130-イ-35、130-イ-36、130-イ-37、130-イ	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	-38、130-I-16-1、131-A-1-1、131-A-7-2、131-A-10、131-A-11-1、131-A-13 、131-A-16-1、131-A-17、131-A-18-3、131-A-18-4、131-A-19、131-A-19-2、 131-A-20、131-A-20-2、131-A-20-3、131-A-21-1、131-A-21-2、131-A-22、 131-A-23、131-A-24-2、131-A-24-3、131-A-25、131-A-26、131-A-27、131-A -28、131-A-29、131-A-30-1、131-A-31、131-A-32-1、131-A-35-1、131-A-36 、131-A-37、131-A-38、131-A-39、131-A-40-1、131-A-41、131-A-42、131-A -43、131-A-45、131-A-46、131-A-47、131-I-1-2、131-I-2-1、131-I-3-1、 131-I-4-1、131-I-5-1、131-I-6-1、131-I-7-1、131-I-11、131-I-18-1、131- I-19、131-I-20-1、131-O-5、131-O-11-1、131-O-12-2、131-O-13、131-O -14-1、131-O-17、131-O-19、131-O-20-1、131-O-23-1、131-O-26、131-O -27-1、131-O-28-1、131-O-28-2、131-O-30-1、131-O-35、131-O-37、131-O -11、131-O-17、131-O-20、131-O-21、131-O-22、131-O-23、131-O-24、131-O -25、131-O-26、131-O-27、131-O-28-2、131-O-28-3、131-K-1-1、131-K-2-1 、131-K-5、131-K-6、131-K-7-1、131-K-7-2、131-K-8-1、131-K-9、131-K -10、131-K-11、131-K-12、131-K-13、131-K-14、131-K-15-1、131-K-16-1、 131-K-20、131-K-21、131-K-13-1、132-A-3-1、132-A-4-1、132-A-5、132-A -6、132-A-7-1、132-A-8、132-A-13-3、132-A-13-4、132-A-13-5、132-A -14-1、132-A-17、132-I-4-1、132-I-6-1、132-I-7-1、132-I-8、132-I-9、 132-I-10-1、133-U-1-1、133-U-2、133-U-3-1、133-U-14、133-U-15、133-U -34、133-U-35-1、133-U-37、133-U-38、133-U-40、133-U-42-1、133-U-46-1 、133-U-47-1、133-U-48、133-U-49、133-U-50、133-U-51、133-U-52-1、133-U -54、134-I-1、134-I-1-1、134-I-1-2、134-I-2、134-I-3、134-I-4-1、134-I -5、134-I-5-1、134-I-6-1、134-I-7-1、134-I-8、134-I-9、134-I-11、134-I -20-1、134-I-21-1、134-I-22-1、134-I-38、134-O-2、134-O-4、134-O-5、 134-O-6-2、134-O-7-1、134-O-8-1、134-O-9-1、134-O-10-1、134-O-11-1、	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	134-オ-13-1、134-オ-13-2、134-オ-14、134-オ-14-2、134-オ-15-1、134-オ-16-1 、134-オ-18、135-ウ-1-1、135-ウ-2-1、135-ウ-3-1、135-ウ-4-1、135-ウ-5-1、 136-ア-39-1、136-ア-41-1、136-イ-1、136-イ-2-1、136-イ-3-1、136-イ-5-1、136- イ-6-1、136-イ-7-1、136-イ-9-1、136-イ-10-1、136-イ-11、139-ア-32-1、143-ア -39、145-イ-11、145-イ-12、145-イ-14、145-オ-1、145-オ-1-1、145-オ-1-2、145- オ-1-3、145-オ-1-4、145-オ-2、151-ア-17-1、151-ア-20-1、151-ア-22、151-イ -38-1、151-イ-40、151-オ-3-1、151-オ-4-1、151-オ-7-1、151-オ-9、151-オ-10-1 、151-オ-11-1、151-オ-12-1、151-オ-13-1、151-オ-16-1、151-オ-16-2、151-オ -17、151-オ-18、151-オ-19-1、151-カ-4-1、151-カ-6-1、151-カ-7、151-カ-8-1、 151-カ-9、151-カ-10、151-カ-12-1、151-カ-14、151-カ-15、152-ア-1、155-ア-32-1 、155-ア-35-1、155-イ-6、155-イ-7-1、155-イ-8-1、155-イ-9-1、156-オ-1-1、156- オ-2-1、156-カ-6-1、156-カ-7-1、156-カ-9-1、158-ア-6-1、158-ア-12-1、158-ア -13-2、158-ア-13-3、158-イ-3-1、158-イ-6-1、158-オ-2、158-カ-6、158-カ-15-1、 158-カ-23、158-キ-4-1、158-キ-5-1、158-キ-10-2、159-ウ-18-1、159-イ-8-1、 159-イ-10-1、161-ア-14-1、161-ア-14-2、161-ア-14-3、161-ア-15-1、161-ア-16、 161-イ-5-1、161-イ-6-1、161-イ-7-1、161-イ-8-1、161-イ-9、161-イ-10、161-イ -11、161-イ-12-1、161-イ-13-1、161-イ-14-1、161-イ-15-1、161-イ-16、161-イ -17-1、161-イ-18-1、162-ア-12-1、162-ア-19-1、162-ア-20-2、162-ア-20-3、 162-ア-21、162-ア-22、162-ア-23、162-ア-23-1、164-ア-11-1、164-ア-25、165-ウ -1-1、165-ウ-2-1、165-ウ-3-1、165-ウ-4-1、165-ウ-23、165-ウ-24、165-ウ-24-1 、165-ウ-25-1、165-ウ-26、165-ウ-27、165-ウ-28、165-ウ-29、165-ウ-30、166-ア -1、166-ア-1-1、166-ア-2、166-ア-2-1、170-ウ-24-1、170-ウ-25-1、170-イ-2-1、 170-カ-4-1、170-カ-5-2、170-カ-9-1、170-カ-10-1、170-カ-11-2、170-カ-11-3、 170-カ-11-4、170-カ-12-1、170-キ-4、170-キ-5、170-キ-6、170-キ-7、170-キ-8、 170-キ-9、170-キ-10、170-キ-11、170-キ-12、170-キ-13、170-キ-14、170-キ-15、	

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
	170-キ-16、170-キ-17、170-キ-20、170-キ-21、170-キ-22、170-キ-22-1、170-キ-23、171-ア-47、173-ア-48、173-イ-15-2、173-イ-16、173-イ-19-1、173-イ-21-1、173-ウ-8-1、173-ウ-14-1、173-オ-2-1、173-オ-3-1、173-オ-13、173-オ-13-1、173-オ-14、173-カ-7-2、173-カ-33、174-イ-12-1、174-イ-14-1、174-イ-15-1、174-イ-16-1、174-イ-17-1、174-イ-18-2、174-イ-18-3、174-イ-19-1、174-イ-22、174-イ-22-1、174-イ-23、174-イ-24-1、174-イ-25-1、174-イ-27-1、174-イ-28-1、174-イ-29-1、174-イ-30-1、174-イ-31-1、174-イ-32-1、174-ク-13-2、174-ク-13-3、174-ク-14-2、174-ク-14-3、176-イ-4-5、177-ア-4-6、177-ア-4-7、177-イ-1-4、177-イ-2-1、177-イ-2-3、177-イ-2-4、177-イ-4-1、177-イ-8、177-ウ-1、177-ウ-2、177-ウ-2-1、182-イ-2、182-イ-2-2、182-イ-5、183-イ-8、183-イ-8-1、183-イ-8-2、183-イ-9、183-ウ-5、183-ウ-6、183-イ-2、184-ア-17-1、189-イ-1-3、189-イ-1-4、189-イ-1-5、189-イ-2-1、189-カ-21-1、189-ク-10、189-ク-10、189-ク-11-1、189-ク-12-1、190-ウ-7-1、190-ウ-8、190-ウ-9-1、190-ウ-10-1、190-イ-15-1、190-イ-16-1、190-イ-17-1、190-イ-17-2、195-ウ-2、195-ウ-3、195-ウ-4-1、195-ウ-6、195-ウ-7-1、195-ウ-8-2、195-ウ-9-1、196-ア-32、196-ア-35、196-イ-1-1、196-イ-3、196-イ-4-1、196-イ-5-1、196-イ-6-1、196-イ-6-2、196-イ-7、196-イ-8-1、196-イ-10-1、196-イ-11、196-イ-15-2、196-イ-33、196-イ-39-1、201-イ-15、201-イ-16、201-イ-18、201-イ-32、201-イ-33、204-ア-3-1、204-ア-12-1、204-ア-13-1、204-ア-14-1、204-ア-15-1、204-ア-16、	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（伐採によるものを除く）	0
	伐採による複層林施業を推進すべき森林	0
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		0

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

なし。

(2) その他

なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林所有者等へ経営等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業体や森林所有者への経営等の集約化を図るものとする。その際、長期的な経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着に努めるものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林G I Sを活用して、自ら森林施業ができる所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業の受託等に必要な森林所有者情報等は、個人情報の保護の十分に配慮しながら、意欲ある施業プランナー等に提供するものとする。

4 その他必要な事項

なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林面積の約90%を占める林家等の森林所有者は5ha未満の小規模所有であり、森林施業を計画的・重点的に行うため、市・森林組合・森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落に実行責任者たる集落リーダーを配置し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する合意形成を図るものとする。

特に、本市の林業労働力の担い手である森林組合等への施業委託の推進を通じて資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模かつ高齢の森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採・造林・保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

このため、次に掲げた森林施業共同化重点実施地区において、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の整備を図るとともに、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を推進することとする。

その他、森林所有者に対し、座談会等の機会を通じて森林整備等の重要性を周知するとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業の共同化への参画を促すこととする。

また、不在村森林所有者に対しては、森林組合等が中心となって現地調査を行ったうえで施業の意向把握に努めるとともに、必要に応じて分収育林制度を活用して除間伐等の推進を図るものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 森林経営計画の共同作成者全員により各年度当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。

(2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同により実施すること。

(3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

(4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

木材の搬出を伴う間伐の実施や多用な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムに対応可能な路網を整備することとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設するものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上	0以上	15以上
急傾斜地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

(2) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

持続可能な林業経営を実現するためには、路網整備と併せて合理的な林業機械作業システムの導入が重要であることから、傾斜、地形、地質、森林の生育状況や自然条件、森林の所有形態、事業体の規模、木材加工体制などの社会条件を踏まえ、森林経営計画が提出された際に計画する。

2 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

林道等路網の開設については、傾斜や降雨量等の自然条件、森林施業や木材搬出の事業量及び環境負荷の低減に配慮する。

なお、国・県道・市道と連絡し、森林と地域内集落及び市場とを結ぶなど路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮等に見合った規格・構造となるよう配慮する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長 : km、面積 : ha

開設／拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数		利用区域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
					延長	箇所				
開設	自動車道	林業専用道	串間市	都井	1.5		30ha	○		
				串間1	5.0		150ha	○		
開設計				2路線	6.5					
拡張	自動車道		串間市	平床		1	103ha		40	改良
拡張計				1路線		1				

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上で重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

これまでも本市では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施業を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところである。

今後も、「宮崎県森林作業道作設指針」に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し整備を推進することとする。

イ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林作業道等作設指針等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持・管理するものとする。

(3) その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分は経営規模が5ha未満の小規模所有者であるため、林業経営の採算性を維持することは困難である場合が多い。

従って、第7の1で述べた森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、林道、作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の森林作業班等を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

なお、林業従事者の養成及び確保方策は次のとおりとする。

(1) 林業従事者の養成

本市林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要であるため、各種林業技能研修への積極的な参加を促進し、林業従事者の技能・技術の向上を図るとともに資格取得への支援を行い、新規参入の促進のため林業体験学習の場を設けるものとする。

また、農業を含む農林業後継者は労働加重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では増加は期待できない。このため森林組合作業班の育成強化が急務となっている。

林家に対しては、県内外の木材市況の動向等の情報を提供するとともに、木材需要の拡大について関係機関と連携を図ることとし、林業経営の魅力を高めるとともに、各種林業補助施策の導入、地方財政措置の活用を通じて、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、これらの施策の啓発・普及及び後継者の確保・養成に努めることとする。

林業後継者の活動の拠点となる施設の整備については、次によることとする。

○ 林家等の活動拠点施設の整備

施設の種類	位 置	規 模	利用組織	対図番号	備 考
施業展示林	大字本城上光	0.15ha	森林組合青年部林研グループ	①	ヒノキ

(2) 林業事業体の体质強化方策

本市の林業の中心的な担い手である森林組合等の林業事業体においては、施業の共同化による事業量の拡大、受託体制の整備を推進し、作業班員の就労の安定化、労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤労体系・賃金体系の改善を図り、雇用の通年化に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市の森林は、現在人工林の多くが主伐期を迎えており、かつ林業従事者の減少及び高齢化が進行していることから、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることとし、かつ、林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることとする。

なお、高性能林業機械の使用にあたっては、特に林地の保全に留意することとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1)を踏まえ、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次のとおりとする。

区分	機械作業システム	主要機械		
緩傾斜地	車両系	(伐木) チェーンソー	(集材・造材) スイングヤーダ グラップル プロセッサ ハーベスター	(搬出) フォワーダ
急傾斜地	架線系	(伐木) チェーンソー	(集材) スイングヤーダ 集材機 ハーベスター	(造材) プロセッサ

(3) 林業機械化の促進方策

- ① 森林組合によるタワーヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ③ 高性能林業機械オペレーター育成のための県の実施する研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 本市の素材は南那珂森林組合や素材生産業者を中心に、主に日南市の原木市場に出荷されているが、素材の価格は依然低迷しており、林業経営を圧迫している。

このようなことから、素材生産から加工販売まで一貫した流通加工体制を整備するとともに、木材需要の開拓を推進する。

また、自然食品指向に着目し、山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより特産品として育成を図ることとする。

(2) 木材の流通・加工・販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画は次のとおりとする。

○林産物（特用林産物）の生産・加工・流通・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

4 その他必要な事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国的データ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ单独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、対象鳥獣がニホンジカの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うものとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	なし	

2 その他必要な事項

鳥獣害防止区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う事業体や森林所有者等から情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めるものとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

保安林等公益的機能の高い森林について重点的に森林の巡視を実施し、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、海岸などのマツの多い地域にあっては被害抑制のための健全な松林の整備と松枯れの防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動の一層の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

また、新たに発生する森林病害虫については、情報把握や防除方法等の状況提供に努めるものとする。

(2) その他

該当なし。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事防止パレード等による市民への発生防止の啓発活動を行ふとともに、森林巡視等を適宜実施することとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「串間市火入れに関する条例」に基づき申請し、申請どおりに実施するものとする。また、着火する際

には、必ず風下かつ山頂部から行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は老齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易なものについて、市長が個別に判断し伐採を促進するものとする。

また、病害虫の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等についても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

森　林　の　区　域	備　考
該当なし	

(2) その他

森林所有者等による、日常の巡視等を通じて、森林の保護、管理等に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について次に示す事項に従って適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

1 保健機能森林の区域

福島地区の森林のうち次に掲げる森林について、森林浴・自然観察キャンプ等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

区域名	森林の所在		森　林　の　林　種　別　面　積　(ha)						備考
	位　置	林小班	合　計	人工林	天然林	無立木地	竹　林	その他の	
第2高畠山市民いこいの森公園	大字西方	字入料田	73才 23~26	6.06	5.47	0.59	0	0	0

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、カエデ等からなる森林を維持し、又はその状態に誘導することを旨として次に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

区　域　名	施　業　の　方　法
第2高畠山市民いこいの森公園	<p>① 伐採の方法</p> <p>ア 保健機能森林については、施設の設置に伴う水源かん養、国土保全等の機能の低下を補完し、森林の保健機能を一層増進させるため、原則として皆伐以外の方法とすること。</p> <p>イ 抜伐に当たっては、伐採木が形質良好な優良木に偏らないこととし、多様な樹種・林齡からなる森林に誘導するよう配慮することとする。なお、この場合において、サクラ等の四季の色調に変化を与える樹木の積極的な保残に努める。</p> <p>ウ 複層林施業を行う林分については、適切な林内照度を確保するため必要に応じて受光伐を行う。</p> <p>エ 皆伐に当たっては、原則として標準伐期齢以上の林分を対象に極力小面積とし、かつ、伐採箇所の分散を図るとともに、森林の四季の色調に変化を与える樹木は保残するよう努める。</p> <p>② 造林の方法</p> <p>ア 抜伐を行った林分については、必要に応じて植え込み等の更新補助作業を行う。なお、植え込みに当たっては、サクラ・ケヤキ等の広葉樹の導入を図る。</p> <p>イ 複層林の植栽に当たっては、林内照度との関係から、スギ・ヒノキ等を主体とする</p>

区域名	施業の方法
	<p>が、場合によってはサクラ・ケヤキ等の広葉樹の導入を図る。</p> <p>ウ 皆伐林分については、原則として伐採後2年以内に更新を完了する。</p> <p>エ ぼう芽更新を行う林分については、必要に応じて芽かき等を行い、後継樹の速やかな育成を図る。</p> <p>③ 保育の方法</p> <p>ア 複層林及び植込みを行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈・つる切り及び除伐等の保育を適切に行う。なお、複層林については、適切な林内照度を確保保するため、上木の枝打ち等を積極的に行う。</p> <p>イ 施設周辺で林木と身近に接して利用する箇所については、開放的で親しみやすい印象を与える必要があり、森林内の明るさを維持するよう、強度の除間伐・枝打ち・林床の整理を積極的に行う。</p> <p>④ その他</p> <p>法令等により、伐採齢・伐採方法について制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。</p>

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

保健機能森林区域内においては、次に示すところに従い、適正な施設の整備を推進するものとする。

区域名	施設の整備
第2高畠山市民いこいの森公園	<p>整備することが望ましい施設のタイプ及び主な施設の種類</p> <p>①施設のタイプ 森林学習施設。</p> <p>②主な施設の種類 展望台、遊歩道、休憩舎、トイレ、駐車場その他必要な施設。</p>

(2) 立木の期待平均樹高

区域名	樹種	期待平均樹高	備考
第2高畠山市民いこいの森公園	スギ	20m	
	その他広葉樹	18m	
	サクラ類・カエデ類	14m	

注) その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高

(すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

4 その他必要な事項

- (1) 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保護及び施設の維持管理並びにその体制の確立を図る。
- (2) 利用者の防災意識の啓発等によって、山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図る。
- (3) 林道等を使用する場合は、安全施設の設置等利用者の安全確保に努める。
- (4) 山地灾害の未然防止等の国土保全を図るため、必要に応じて治山施設等の整備に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

大規模な森林施業の集約化と路網整備を一体的に進めることにより、欧米等に対抗できる生産コストの低減を実現するために、森林施業プランナーや路網作設オペレーターを養成するとともに、森林経営計画の早急な策定を推進し、低成本林業等の確立に努めることとする。

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班名	区域面積(ha)
大束	2~45	2,928.70
秋山・北方・南方	46~62	1,273.09
福島	63~80	1,659.47
本城・崎田	81~123、204	3,002.67
都井・大納	124~165、205	2,386.08
市木	167~203	2,817.14

(2) その他

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適確に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

森林資源の多面的な活用には、林道網をはじめとした林業基盤の整備は欠かすことが出来ない。

また、森林整備を行う担い手の定住促進を図るために、生活環境を整備する必要がある。

そこで各種制度事業を有効に活用し、林道の開設や生活道も兼ねた集落林道の改良により、林業基盤整備を行う。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

路網の整備や高機能林業機械の導入を促進し、安定した原木供給体制の整備により地域振興を目指す。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

- 森林の総合利用施設の整備計画は次のとおりとする。

施設の種類	現状(参考)		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
赤池キャンプ場	赤池地区	2.0ha	赤池地区	渓谷周辺の森林整備	1
広野ふるさといこいの森	広野地区	2.1ha	広野地区	いこいの森整備	2

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

- ① 小・中・高校の在学中に森林で体験学習が行えるよう、体験の場となる森林を整備し、指導者や年齢

層に応じたプログラム開発など受入体制の整備を推進することとする。

② 高齢者の健康づくりや生涯学習に資する森林体験の機会を提供できるよう、バリアフリーに配慮した森林や歩道などを整備し、福祉分野と連携して受入体制の整備を推進することとする。

③ 森林ボランティア活動や里山林の保全・利用活動に多くの住民が参加できるよう、対象森林の拡大や活動の高度化に向けた人材育成などの条件整備を推進することとする。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

大平川・大矢取川は、本市の水源として重要な役割を果たしている。また、森林の栄養分を志布志湾に注ぎ込み豊かな漁場を作っている。このようなことから下流の地域住民・団体等へ分取造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらうよう積極的に働きかけることとする。

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

本市では、林業従事者の高齢化、市外在住森林所有者の増加等により、造林、保育、間伐等の手入れが不足し、水源かん養機能、山地災害防止機能等の低下が懸念されている。また、近年住民参加の森林づくりの気運が高まってきていることから、ボランティアによる手入れを実施することで森林の公益的機能の発揮を維持し、本市の生活環境・自然環境を保全していく必要がある。このため、地域協議会等での普及啓発活動を通じて、森林ボランティア活動を行っている特定非営利活動法人等と森林所有者間の合意形成を図り、施業実施協定締結への参加を促すこととする。

(4) その他

本市では豊かな漁場を確保するために漁業者による「漁民の森」や地域住民による「郷土の森」など、森林づくりへ直接参加しようとする気運が近年高まっており、このような要請に応えるため、森林づくりができるよう、高密度林道・作業路・休憩施設等の整備を行うこととする。

6 その他必要な事項

市外在住所有者の森林が適切に管理されていないことから、伐採後放置されている林分や間伐が不十分な林分で森林の多面的機能が十分に発揮されないことが懸念される箇所については、公有林化を検討するとともに、その実施にあたっては「森林・山村対策」による公有林化の推進支援措置を積極的に活用し、適切な森林整備の推進を図るものとする。

さらに、森林組合、林研グループ、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署等の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓発活動に努めるとともに、市全体の発展方向に十分留意しつつ、国、県等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等の積極的活用により、適切な森林整備の推進を図るものとする。

また、次の事項にも取り組むこととする。

(1) 森林国営保険への加入促進

森林組合と連携して加入促進を図る。

(2) 入会林野整備の促進

該当なし

(3) 国有林の利活用に関する事項

当市は、国有林の占める割合が高く、従来から国有林野を活用した分取造林に取り組んできているところである。今後とも地域林業の育成を図るために、国有林野の分取造林を推進することとする。

1 市町村森林整備計画概要図

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

区分	年次	0～14歳			15～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	昭和60年	6,029	3,051	2,978	17,715	8,348	9,367	4,584	1,862	2,722
	平成2年	5,308	2,746	2,562	16,166	7,612	8,554	5,260	2,077	3,183
	平成7年	4,472	2,308	2,164	14,535	6,972	7,563	6,236	2,477	3,759
	平成12年	3,498	1,813	1,685	13,091	6,281	6,810	7,058	2,819	4,239
	平成17年	2,795	1,430	1,365	11,752	5,813	5,939	7,571	2,976	4,595
	平成22年	2,356	1,201	1,155	10,733	5,368	5,365	7,364	2,798	4,566
構成比 (%)	昭和60年	21.3	23.0	19.8	62.5	63.0	62.2	16.2	14.0	18.0
	平成2年	19.9	22.1	17.9	60.5	61.2	59.8	19.7	16.7	22.3
	平成7年	17.7	19.6	16.0	57.6	59.3	56.1	24.7	21.1	27.9
	平成12年	14.8	16.6	13.2	55.4	57.6	53.5	29.8	25.8	33.3
	平成17年	12.6	14.0	11.5	53.1	56.9	49.9	34.2	29.1	38.6
	平成22年	11.5	12.8	10.4	52.5	57.3	48.4	36.0	29.9	41.2

区分	年次	総数		
		計	男	女
実数 (人)	昭和60年	28,328	(100)	13,261
	平成2年	26,734	(94.4)	12,435
	平成7年	25,243	(89.1)	11,757
	平成12年	23,647	(83.5)	10,913
	平成17年	22,118	(78.0)	10,219
	平成22年	20,453	(72.2)	9,400
構成比 (%)	昭和60年	100.0		46.8
	平成2年	100.0		46.5
	平成7年	100.0		46.6
	平成12年	100.0		46.1
	平成17年	100.0		46.2
	平成22年	100.0		46.0

注)括弧内は、昭和60年を100%とした時の割合

(国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

区分	年 次	総 数	第 1 次 产 業				第 2 次 产 業	第 3 次 产 業
			小 計	農 業	林 業	漁 業		
実 数 (人)	昭和60年	13,483	5,024	4,273	193	558	2,795	5,657
	平成 2年	12,454	3,934	3,292	111	531	2,946	5,571
	平成 7年	11,873	3,542	3,017	79	446	2,915	5,415
	平成12年	10,836	3,060	2,591	55	414	2,348	5,428
	平成17年	10,280	2,893	2,478	43	372	1,993	5,454
	平成22年	9,342	2,629	2,220	122	287	1,575	5,138
構成比 (%)	昭和60年	100.0	37.3	31.7	1.4	4.1	20.7	42.0
	平成 2年	100.0	31.6	26.4	0.9	4.3	23.7	44.7
	平成 7年	100.0	29.8	25.4	0.7	3.8	24.6	45.6
	平成12年	100.0	28.2	23.9	0.5	3.8	21.7	50.1
	平成17年	100.0	28.1	24.1	0.4	3.6	19.4	53.0
	平成22年	100.0	28.1	23.7	1.3	3.1	16.9	55.0

(H22 国勢調査)

(2) 土 地 利 用

区分	年 次	総 数	森 林	農 地(ha)			その他の (ha)
				総 数	田	畠	
実 数 (ha)	昭和60年	29,494	22,325	2,834	1,596	1,238	4,089
	平成 2年	29,480	22,480	2,749	1,557	1,192	4,043
	平成 7年	29,491	22,523	2,567	1,439	1,128	4,043
	平成15年	29,495	22,223	3,230	1,720	1,510	4,042
	平成21年	29,498	22,235	3,170	1,690	1,490	4,093
	平成26年	29,498	22,589	3,150	1,680	1,470	3,759
構成比		100	76.6	10.7	5.7	5.0	12.7

(平成 26 年広渡川地域森林計画)

(3) 森林転用面積

年 次	総 数	工場・事業 場用 地	住宅・別荘 地 用 地	ゴルフ場・レ ジャー用 地	農 用 地	公 共 用 地	そ の 他
昭和55年	ha 16	ha 2	ha —	ha —	ha —	ha 2	ha 12
平成 2年	239	4	2	1	59	11	162
平成16年	36.74	—	—	35.71	1.03	—	—

(農林業センサス)

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積(平成25年10月1日現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林率(B/A)
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数	ha 29,498	% 100.0	ha 13,616.55	ha 8,433.83	ha 5,182.72	% 61.9
国有林	8,436.09	28.6	8,260.98	6,524.61	1,736.37	79.0
公有林	計	270	270	207	63	76.7
	県有林	10	10	10	0	100.0
	市有林	371.33	260	197	63	75.8
	財産区有林	—	—	—	—	—
私有林		60.9	1,368.18	9,934.09	3,747.71	72.5

(H22 広渡川地域森林計画書)

14,116.22 14,115.83 9,934.09 3,747.71

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

年次	私有林合計	在者所有面積	不在者の森林所有面積		
			計	県内	県外
実数 (ha)	昭和45年	12,668	10,768	1,900	—
	昭和55年	13,197	12,289	818	371 447
	平成2年	13,209	12,003	1,206	283 923
	平成15年	13,534	11,645	1,889	604 1,285
構成比 (%)	昭和45年	100	—	(100)	(—)
	昭和55年	100	—	(100)	(45.4) (54.6)
	平成2年	100	—	(100)	(23.5) (76.5)
	平成15年	100	—	(100)	(32.0) (68.0)

(農林業センサス)

③ 民有林の齢級別面積

区分	総 数 ha	1・2 齢 級 ha	3・4 齢 級 ha	5・6 齢 級 ha	7・8 齢 級 ha	9・10 齢 級 ha	11齢級 以上 ha
民有林計	13,616.55	967.19	1,011.19	601.76	1,204.16	3,380.77	6,451.48
人工林	10,446.45	519.21	563.21	400.43	482.36	1,041.94	2,533.15
天然林	3,170.10	802.9	447.98	201.33	721.8	2,338.83	3,918.33
スギ	9,569.02 (72.5)	386.15 (50.9)	266.40 (43.2)	869.48 (74.3)	2,853.28 (83.5)	3,735.99 (74.4)	1,457.72 (65.9)
ヒノキ	194.30 (1.5)	57.20 (7.5)	5.44 (0.9)	8.60 (0.7)	65.33 (1.9)	36.06 (0.7)	21.67 (1.0)

(H26 広渡川地域森林計画)

④ 保有山林面積規模別林家数

面 積 規 模	林 家 数						
~0.5ha	1,835	5 ~ 10ha	314	100 ~ 300ha	13		
0.5 ~ 1ha	878	10 ~ 30ha	163	300 ~ 500ha	1		
1 ~ 3ha	1,189	30 ~ 50ha	16	500 ~ 1,000ha	0		
3 ~ 5ha	389	50 ~ 100ha	25	1,000ha以上		総 数	4,823

(H22 広渡川地域森林計画書)

⑤ 作業路網の状況

ア 基幹路網の現況

区 分	路 線 数	延長 (km)	備 考
基幹路網	48路線	164.04	
うち林業専用道	27路線	130.70	

(注) 基幹路網は、既設の林道及び林業専用道について計上するとともに、そのうち林業専用道の内訳についても記載する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、車両の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、林業専用道として計上することができる。

イ 細部路網の現況

区 分	路 線 数	延長 (km)	備 考
森林作業道	42路線	168.66	

(注) 細部路網は、森林作業道について計上する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、林業機械の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、森林作業道として計上することができる。

⑥ 林道の状況

区 分	路 線 数	延 長 k m	林道にかかる 利用区域面積 h a	林 道 密 度 m/ h a

国有林林道	40	103.2	6,036	17.1
民有林林道	21	32.9	1,607	20.5

(国有林道：宮崎南部森林管理署)

(民有林道：串間市農林水産課)

- (5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
なし

- (6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

純 生 産 額 (A)		55,714
内 訳	第 1 次 产 業	7,606
	うち林業 (B)	541
	第 2 次 产 業	10,135
	うち木材・木製品製造業 (C)	239
第 3 次 产 業		37,973
(B + C) / A		1.4%

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事 業 所 数	従業者数 (人)	出荷額 (万円)
全製造業 (A)	49	716	1,158,319
うち木材・木製品製造業 (B)	5	32	23,891
B / A	10.2%	4.5%	2.1%

(工業統計調査)

- (7) 林業関係の就業概況

区分	組合・事業者数	就業者数		備 考
		うち作業員数		
森林組合	1	162	141	
生産森林組合	0			
素材生産業	10			
製材業	7			
森林管理署	0			
合計				

注意：年間150日以上雇われて林業に従事したもの

(8) 林業機械等設置状況

区分	総 数	森林組合	会 社	個 人	その他	備 考
索道重力式	2		2			
集材機	26	1	4	21		
モノケーブル	1			1		ジグザグ集材施設
小型運材車	42		1	41		
クローラータイプ トラクタ	3		3			
フォークリフト	32	2	22	8		
クレーン	5		1	4		
グラップル	21	10	9	2		
ショベル系掘削機械	2		2			搬出・育林用等に係る土工用
チェーンソー	319	3	37	279		
刈払機	474	4	2	468		携帯式刈払機
動力枝打機	2	1		1		自動木登り式
計	929	21	83	825	0	
(高性能機械)						
プロセッサ	8	2		1	5	枝払、玉切、集積用自走式
ハーベスター	4		4			伐倒、枝払、玉切、集積用自走式
フォワーダ	1				1	積載式集材専用車両
スイングヤード	2	1	1			油圧ショベル利用タワーダ
グラップルソー	1		1			巻立・玉切り自走式機械
計	17	3	6	1	6	

(南那珂農林振興局)

注意：その他は、宮崎県林業機労働機械化センター所有

(9) 林産物の生産概況

種類	素材 (m ³)	チップ (m ³)	苗木 (千本)	しいたけ(kg)		竹の子 (t)	木炭 (t)
				生	乾		
生産量	120,280	—	—	0	0	0	0

(農業センサス)

(10) その他必要なもの